

## 地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター 整備推進機構の解散について

### (1) 解散の経緯等

- ・ 地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構(以下「法人」という。)は、県立姫路循環器病センター及び製鉄記念広畑病院(以下「両病院」という。)の統合再編までの間、両病院相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、統合再編を円滑に行い、中播磨・西播磨圏域において質の高い効率的な医療提供体制を確保することを目的として設立された。
- ・ このたび、令和4年5月1日に両病院が統合再編した「県立はりま姫路総合医療センター」が開院し、法人の定款第58条第1項で定めている解散理由のうち、第1号「第3条の目的を達成した時」に該当することから、法人が解散となった。

#### ■法人の定款

(目的)

第3条 当法人は、兵庫県立姫路循環器病センターと社会医療法人製鉄記念広畑病院(以下、両病院という。)の統合再編までの間、両病院相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、統合再編を円滑に行い、中播磨・西播磨圏域において質の高い効率的な医療提供体制を確保することを目的とする。

(解散)

第58条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 第3条の目的を達成したとき
- (2) 目的たる業務の成功の不能
- (3) 社員総会の決議
- (4) 社員の欠乏
- (5) 破産手続開始の決定

<参考：法人の社員等>

認定日：平成29年4月3日 ※全国で最も早い認定事例

社員：兵庫県、社会医療法人製鉄記念広畑病院

役員：理事長：木下 芳一（島根大学医学部附属病院副院長）

理事：病院局幹部、両病院幹部

## (2) 解散の手続き

- ・医療法第55条第1項第1号に「社団たる医療法人は、定款をもって定められた解散事由の発生によって解散する」とある。
- ・医療法第55条第8項に「清算人は、第1項第1号（定款をもって定めた解散事由の発生）に掲げる事由によって医療法人が解散した場合、都道府県知事にその旨を届け出なければならない」とあり、令和4年6月に法人の解散届出を受理済

### ■医療法の法人解散に関する規定

第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によって解散する。

- 一 定款をもって定めた解散事由の発生
  - 二 目的たる業務の成功の不能
  - 三 社員総会の決議
  - 四 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次条第一項及び第五十六条の三において同じ。）
  - 五 社員の欠亡
  - 六 破産手続開始の決定
  - 七 設立認可の取消し
- (2～5中略)
- 6 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - 7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
  - 8 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第三項第一号に掲げる事由によって医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

※地域医療連携推進法人は、医療法人の解散規定を準用する旨が第70条15に記載があるため、第55条が該当法令となる。

## (3) 解散の報告

当該事案は、医療法第55条第6項及び第7項に基づく医療審議会の意見を聴く必要はないが、医療連携推進の認定と類する事案であることから、このたびの医療審議会計画部会に報告する。